

FirstGlobal メッセージ

siesta

2022.1月号 vol.222

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

F G C 社会保険労務士法人

代表取締役 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

法改正

これから施行・改正となる法令が目白押しですので、今号は法改正情報についてです。おおまかにはなっていますが、まずは育児・介護休業法でしょうか。育児休業も介護休業（以下、「育児介護休業等」）も対象者について、これまでの「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件が外れます（2022年4月1日施行）。つまり、入社1年未満の有期雇用者は現行法では法律により休業の対象外でしたが、改正後は無期雇用労働者と同様、対象となります。ただ、ややこしいですが労使協定締結により対象外にはできますので、その場合は協定締結をお忘れなく。また「出生時育児休業」が新たに創設されます（2022年10月1日施行）。子が1歳に達するまでの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間までの休業を取得できる制度です。この間女性は「産後休業」が取得できますので、端的にいうと、基本的に男性が取得する休業です。これまで「パパ休暇」というのがあったのですが、なかなか制度利用が進まず、これは廃止となり、代わりに創設されることとなりました。事業主はこの申出を拒むことはできませんし、2回まで分割取得も可能です。これに伴い、雇用保険から本人へ支給される「出生時育児休業給付金」も創設されます。そして、育児休業等について、労働者本人または配偶者の妊娠・出産等について育児休業に関する制度等について知らせる（個別の周知）とともに、育児休業等の取得の意向を確認するための面談等の措置（取得以降の確認）を講じることが事業主に義務付けされます。また、妊娠・出産等の申出をしたことを理由とした解雇その他不利益な取扱いを禁止する旨も併せて定められました。また、関連規程は間違いなく改定しなければなりません。弊社が関与しているお客様の分も順次改定させていただきます。この分野については当事者である社員の方々は十分に調べて申出等をされますし、多様な申出が出てくるのが想定されます。

経営者・担当者の方々は十分お気を付けください。

<next>

あっという間に今年もあと1ヵ月。今のところ感染の第六波も来いていないようで、このまま収束することを期待します。久々にお店で飲酒を含めた外食をしましたが、やっぱり「外呑み」はいいですね。